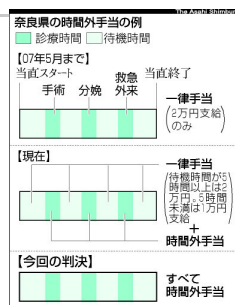


勤務医のための労働基準法講座 — 遵守すべき労務規定について —

江原朗

1. 昨今の報道から

当直を時間外労働と司法判断 (平成21年4月23日 読売新聞)



当直医に割増賃金命令 通常業務と認定 初司法判断

奈良県立成人病センター(守山市)の医師らに、夜間・休日の当直業務は通常業務と認定し、割増賃金を支払うよう命令した。労働基準監督署が労務基準法違反の疑いで、同センターを運営する県病院事業庁と幹部らを書類送検していたことが28日、大津労働基準監督署が労働基準法違反の疑いで、同センターを運営する県病院事業庁と幹部らを書類送検していたことが28日、大津労働基準監督署への取材で分かった。

滋賀県立成人病センター 幹部の書類送検(3月28日 四国新聞)

- 滋賀県立成人病センター(守山市)の医師の残業代を規定より少なく算定したとして、大津労働基準監督署が労働基準法違反の疑いで、同センターを運営する県病院事業庁と幹部らを書類送検していたことが28日、大津労働基準署への取材で分かった。

救命救急センター: 救急医SOS 実態 合わせ「宿直」扱い(5月24日 毎日新聞)

- 全国の救命救急センターで、睡眠が十分取れないまま患者に対応する救急医の泊まり勤務を「宿直」として扱う施設が5割を超すことが、毎日新聞の全国調査で分かった。
- 労働基準法が認める「宿直」は、ほとんど労働する必要のない勤務とされ、これらの施設の勤務実態は違法である可能性。

当直に関する刑事・民事の判断

- 滋賀県: 病院幹部の労働基準監督署からの書類送検
- 奈良県: 県立奈良病院産婦人科医の当直を時間外労働とした民事裁判判決

5月7日衆議院予算委員会

- (質疑)
労働基準監督署が是正勧告をして、今まで払われなくてサービス残業していたことについては、それはしっかりとお金は払われるべきだということですね。
- (麻生総理答弁)
私は払われてしかるべきなんだと思います。

2. 労働法規

医療機関における労働法規の違反

労働時間と時間外手当関連がほとんどである

宿日直許可を受けている医療機関に関する監督結果(H18.3厚労省)

<労働基準関係法令違反の是正状況>

	①違反件数	②是正件数	②/①
何らかの労働基準関係法令違反が認められたもの	430	373	86.7%
宿日直時に「通常の労働」を行ったことに関する労働基準法32条違反※1	17	14	82.4%
宿日直時に「通常の労働」を行ったことに関する労働基準法37条違反※2	101	83	82.2%
医師に係るもの	50	42	84.0%

※1 労働基準法32条違反：時間外労働協定で締結した「延長させることができる時間」を越えて労働させたことに対する違反
 ※2 労働基準法37条違反：割増賃金を支払っていないことに対する違反

医療機関への是正勧告記事 (江原, 日児誌 In press)

- 朝日新聞: 1984年8月から2008年8月
- 読売新聞: 1986年9月から2008年8月
- 17病院、19件の是正勧告
 - 国立大学病院: 7施設9件,
 - 都道府県立病院: 7施設7件,
 - 市町村立病院: 3施設3件

国立大学・公立病院への是正勧告 (江原, 日児誌 In press)

案項	15条	24条	32条	34条	35条	37条	89条			
病院名	地方	開設者	交付	労働条件の明示	賃金の支払い	労働時間	休憩	休日	時間外、就業規則の作成及び届出の割増賃金	時間外、就業規則の作成及び届出の割増賃金
A	関東	県	H12.3.10			x			x	
B	近畿	市	H12.7.30			x			x	
C	九州・沖縄	学	H16.7.30			x			x	
D	中部	学	H16.9.14			x			x	
E	九州・沖縄	学	H17.4.20			x			x	
F	九州・沖縄	学	H17.11.30			x			x	
G	中部	県	H17.12.2			x	x		x	
H	中部	市	H18.1.20	x		x			x	x
O	九州・沖縄	学	H18.3.6			x			x	
I	中部	学	H19.4.24			x			x	
J	中部	学	H19.4.25			x			x	
K	九州・沖縄	県	H19.5.22			x			x	
L	東北	市	H19.5.29		x	x	x		x	
M	関東	学	H19.12.12			x	x	x	x	
N	中部	県	H20.2.12	x		x	x	x	x	
O	中国	学	H20.2.14			x	x		x	
P	近畿	県	H20.4.18			x			x	
Q	中部	県	H20.4.26	x		x			x	
違反件数			3	1	14	4	1	17	1	

病院の労基法違反はほとんどが 32条、37条違反

- 36協定を締結して、時間外労働の労使合意ができていない
- 時間外労働に関する割増賃金が支払われていない
(出退勤に関する職場の記録がない)

労働基準法(1)

- (労働時間)
第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
- (時間外及び休日の労働)
第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。…(いわゆる36協定)

協定事項	標準労働時間		標準休日		標準労働時間(電通労働)	
	労働時間	休日	労働時間	休日	労働時間	休日
1. 労働時間	7:00	19:00	1日4時間	1日4時間	7:00	19:00
2. 休日	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間
3. 労働時間(電通労働)	7:00	19:00	1日4時間	1日4時間	7:00	19:00
4. 休日(電通労働)	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間	1日4時間

労働基準法(2)

- (時間外、休日及び深夜の割増賃金)
第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
③ 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

最低の割増率

(H22.4より60時間を超える時間外が5割へ)

割増率	時間外 (除22時～5時)	深夜 (22時～5時)
平日	2割5分以上	5割以上
休日	3割5分以上	6割以上

労働基準法(3)

- (労働時間等に関する規定の適用除外)
第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。
二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者
(名ばかり管理職問題)
三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの
(宿日直の問題)

管理監督者の定義

- 是正計画書
(滋賀県立成人病センター、H20.5.30)

病院長を除く部長職以上の医師について
時間外・休日及び深夜の割増賃金を平成
18年4月1日に遡及して支払う。

院長以外は、ほぼ管理監督者ではない

滋賀県立成人病センター提出の是正計画書

改善計画書

平成20年5月30日

大津労働基準監督署長 殿

事業場名 滋賀県病院事業庁

(成人病センター)

所在地 守山市守山五丁目4-13

代表者職氏名 病院事業庁長

谷口 日出夫

平成20年4月18日付けの是正勧告による改善措置事項について、下記のとおり改善計画書を作成いたしましたので報告いたします。今後、本計画に従い改善いたします。

改善事項	改善の概要	予定時期
1. 時間外・休日労働に関する協定の締結、届け出	労働基準法第36条に基づき協定を締結し、大津労働基準監督署に届け出る。	平成21年3月末日
2. 部長職以上の医師について、時間外・休日及び深夜の割増賃金の支払	部長職を除く部長職以上の医師について、時間外・休日及び深夜の割増賃金を平成18年4月1日に遡及して支払う。	平成20年11月～ 平成21年3月末日

宿日直の定義

- 医療機関における原則として診療行為を行わない休日及び夜間勤務については、病室の定時巡回、少数の要注意患者の定時検脈など、軽度又は短時間の業務のみが行われている場合には、宿日直勤務として取り扱われてきたところである。

医療機関における休日及び夜間勤務の適正化について

(基発第 0319007 号、平成14年3月19日、厚生労働省労働基準局長通知)

宿日直許可証の例 (宿直:週1回、日直月1回を基準)

体系的な宿直又は日直勤務許可申請書

宿直日	宿直者の氏名	宿直の期間
府時業務	東京部立墨東病院	※京都府墨東区(仮)第4号第23第15号
日	宿直者 1 宿直の氏名	1 宿直の氏名
日	宿直者 2 宿直の氏名	2 宿直の氏名
日	宿直者 3 宿直の氏名	3 宿直の氏名
日	宿直者 4 宿直の氏名	4 宿直の氏名
日	宿直者 5 宿直の氏名	5 宿直の氏名
日	宿直者 6 宿直の氏名	6 宿直の氏名
日	宿直者 7 宿直の氏名	7 宿直の氏名
日	宿直者 8 宿直の氏名	8 宿直の氏名
日	宿直者 9 宿直の氏名	9 宿直の氏名
日	宿直者 10 宿直の氏名	10 宿直の氏名
日	宿直者 11 宿直の氏名	11 宿直の氏名
日	宿直者 12 宿直の氏名	12 宿直の氏名

53.3-8 宿日直許可証
本件許可する 向島労働基準監督署長

当直に関する時間外手当 (時給4650円は厚労省「労働センサス」より)

項目	計算式	割増賃金 (16時間分、単位円)
平日	4,650円 × (9時間 × 1.25 + 7時間 × 1.5)	101,137円
休日	4,650円 × (9時間 × 1.35 + 7時間 × 1.6)	108,577円
(参考) 宿日直手当	4,650円 × 8時間 × 1/3	12,400円

当直の解釈(1)

- 国税庁通達:
 - 宿日直勤務1回の手当て: 4000円非課税
 - 宿日直中の医療行為: 通常勤務として手当て全額が課税対象。
- 長崎市立の3病院では、宿日直手当てに関して追徴税の徴収
(平成19年5月15日の読売新聞 西部朝刊)

当直の解釈(2)

- 関西医科大学賃金請求事件(平成13(ネ)3214)
 - 副直:労働時間
- 時間外手当等請求事件(平成18(行ウ)16)
 - 奈良地裁(H21.4.22):**県立奈良病院医師の提訴**
 - 当直:**宿泊時間外労働**
 - 宅直:**指揮命令下にないので労働時間と認めない(このため、2審で係争中)**

(宅直が自発的なもので病院からの指示でないことが労働時間と認められなかった根拠)

(3)当直(宅直)の解釈

労基署からの指導票(H20.3.28)

- オンコール待機時間について
 - 宿直の許可条件を遵守できないという理由で、オンコール体制としていた医局があるが、.....
 - なお、制限の内容の程度・呼び出しの頻度等から拘束性が強い場合には、労働時間と判断される場合があるので実態を把握し、必要な対応を図ること

労働時間の解釈

- ビル管理の泊り込み勤務の警備員の仮眠が労働時間(手待時間)として認められた
 - (大星ビル管理事件、最高裁判所第一小法廷、平成14年2月28日)
- 「休憩時間とは単に作業に従事しない手待時間を含まず労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間の意であって、その他の拘束時間は労働時間として取扱うこと」
 - (発基17号、昭和22年9月13日)

3. 過労死認定

過労死認定基準 (労働時間関係)

- 過重負荷の有無の判断について、発症前**1か月間におおむね100時間**又は**発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間**を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる

医師の過労死事件 (日経メディカル2007.8)

表1 医師過労死の状況(日本医師労働組合連合会の調査データに編集部で加算)

発症年	地域	勤務科名	死亡時の年齢	性別	法的承認の状況
1992年	茨城県	外科勤務医	29歳	過労自殺	労災認定
1995年	山梨県	産婦人科勤務医	35歳	過労死	労災認定
1996年	大塚府	産科勤務医	33歳	過労死	民事訴訟係争中*
1997年	千葉県	小児科勤務医	43歳	過労死	労災認定
1998年	大塚府	麻西區大塚府医	26歳	過労死	労災認定
1998年	神奈川県	整形外科勤務医	—	過労死	労災認定
1999年	東京都	小児科勤務医	44歳	過労自殺	労災認定
1999年	東京都	内科勤務医	53歳	過労自殺	公務災害認定
2000年	神奈川県	横浜市立大塚府医	30歳	過労自殺	労災認定
2001年	沖縄県	職医	30歳	過労死	認定
2001年	西日本	内科勤務医	43歳	過労死	公務災害認定
2003年	鳥取県	鳥取大学医学生	33歳	事故死	労災申請中
2003年	北海道	小児科勤務医	31歳	過労死	労災認定
2004年	愛媛県	産科勤務医	28歳	過労自殺	民事訴訟係争中*
2004年	奈良県	内科勤務医	26歳	過労死	労災申請中
2004年	京都府	外科勤務医	44歳	過労死	労災認定
2006年	東京都	日大附医	26歳	過労自殺	労災認定

今般の特集で触れた事案は太字で表した。*いづれも一審で勝訴、控訴審が継続中

4. 是正勧告の例

是正勧告(指導票)

- 国立病院機構の管轄11病院に平成19年度に是正勧告が行われた
 - 小児科の長時間労働に関する言及
 - 研修は明示がなくても労働時間と算定される

指導票の1例

独立行政法人国立病院機構

院長 [] 殿

労働基準監督署

労働基準監督官

平井 隆太郎

原田 隆太郎

あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。
なお改善の状況は、平成19年 8月15日までに報告してください。

指導事項

1. 小児科医師について、恒常的に月80時間を超え、さらに一時的には月100時間を超える時間外・休日労働が認められます。また当科の医師についても月70時間程度の時間外・休日労働が認められる者もいます。
ご承知のとおり、このような長時間労働は健康を害するリスクが高まります。根本的には該当部門を増員する必要があると思われませんが、管理等の業務の簡素化、業務の共有化による業務量の平準化など組織的に労働時間を削減する対策を講じてください。

様式第9号の2
(指導票様式)

2. 労働時間管理の基本は始業終業時刻を客観的方法により確認、記録するものです。医師の超過勤務について自己申告制で行う場合は、実際の時間数が適正に申告されているか随時実態調査による確認と指導を行う必要があります。当該確認指導体制を整備するとともに、労働時間管理、超過勤務時間管理に係る基本的な方針、管理方法、運用基準を策定し、中級管理者はもとより、各労働者に周知徹底してください。
3. 超過勤務について許可を受けておられますが、小児科を中心に施設においても許可基準(週1回まで)を超える超過勤務を行っている者が認められます。さらに緊急対応の頻度が多く所要時間が多い場合は許可基準に反することとなりますので許可基準、許可附款を再確認の上、改善対策を講じてください。

国立大学病院への是正勧告

- 研究時間等の診療時間以外も労働時間に
- 本院と外勤での合算した時間で労働時間管理を義務付けられた

指導票

診療時間以外の労働時間算定と複数の施設での労働時間の合算

平成20年3月28日

国立大学法人 []
総長 井上明久 殿

労働基準監督署
労働基準監督官 伊川廣司

現行の報告書には、外来診療、病棟診療、中央(特殊)診療施設診療、会議及びオンコールにより診療に従事した時間(以下診療従事時間という)のみ記録し、診療従事時間が所定労働時間を上回った時間を所定外労働時間として報告させているが、大学病院に勤務する医師(以下勤務医という)については、診療従事時間以外にも教育・研究、研修、出張、診断書等各種書類の作成及び院内のミーティング等労働時間として把握すべき時間(以下診療従事外時間という)も存在するのであるから、今後の労働時間把握については、診療従事外時間を合わせて把握すること。

他の医療機関における労働時間の取扱について
労働基準法第38条の規定により、事業場を異にする場合においても労働時間は通算されることから、勤務医が兼業医により他の医療機関で従事する場合には、双方の労働時間を把握した上、同法38条による協定に基づき労働時間管理及び報酬金の支払について適正を期すこと。
なお、報酬金の支払については、法定時間外に使用した事業主とされていること。

5. 長時間労働と医療安全、国際比較

長時間労働と医療安全(総説)

Ehara A. Pediatr Int 2008;50:175-178

表1 勤務時間の短縮と医療安全に与える影響

著者	対照	介入	結果
効果ありとした報告			
Landrean	1勤務当たり34時間	1勤務当たり16時間以内	重大な医療ミス 136/1000患者・日:1001/1000 患者・日
Sait	1勤務当たり36時間	1勤務当たり24時間以内	出産後の出血 2.0%:1.2% 新生児の発生 20.1%:26.3%
Baldwin	週80時間以上	週80時間未満	週80時間以上勤務する医師はそれ未満の医師よりも、1.58倍重大な医療事故に遭遇する。
Mann	1勤務当たり33時間 (1勤務当たり2.75時間睡眠) 送勤補助者なし	1勤務当たり33時間 (1勤務当たり5.75時間睡眠) 送勤補助者あり	誤診 1.69件/勤務:1.0件/勤務
効果なしとの報告			
Rogers	平後1年:週90.82=16.29時間 平後2年:週89.95=23.33時間 平後4年:週81.75=13.92時間	平後1年:週76.85=5.24時間 平後2年:週90.66=8.73時間 平後4年:週81.80=12.98時間	有意差なし (合併症、診断の遅れ、誤診)
Davydov	処方ミスと勤務開始後経過観察の相関		
Lee	28.2=1.6時間/勤務	12.0=0時間/勤務	医療事故、誤診の発生に有意差なし (9件/月:6件/月)

労働時間上限の国際比較

	EU	USA	日本
規制の様式	EU議会の決議	AACME 卒業研修施設 認定組織の規定	IOM勧告 労働基準法
施行	2011.12.17	2003.7.1	1947.4.7
労働時間の上限(時間/週)	平均48時間	平均80時間	平均80時間 40時間
連続最大労働時間		30時間	30時間 (睡眠) 最低5時間
上記の平均に用いる期間	12か月	4週以上	4週以上
例外規定	週60~65時間の例外規定 (施行日で撤廃)	一部週88時間の例外あり	36協定で時間外・休日の延長労働が可能
オンコール	すべて労働時間		一番では認められなかったが、二番で係争中 (民事訴訟)

まとめ

- 病院への労働行政の介入の増加
- 主たる違反条項は、時間外労働の労使協定の未締結、時間外手当の不払い
- 国会でも、当直に時間外手当を出すべきだとの首相の答弁
(5月7日衆議院予算委員会)
- 適切な労務管理が必要